

2024年からNISA制度が変わります！

- NISAは、制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化、年間投資枠・非課税保有限度額の拡大などの制度改正が行われることとなりました。
- 2024年から始まる新NISAでは、買い付けた投資信託等を非課税かつ無期限で保有でき、従来のNISAよりも多くの金額の取引が可能のため、生涯にわたる柔軟な資産形成が可能です。

<2024年以降の新しいNISAの制度概要>

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無制限		
非課税保有限度額	1,800万円 (成長投資枠はうち1,200万円まで)		
制度期限(買付可能期間)	なし(恒久化)		
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※現行のつみたてNISAと同じ		上場株式・投資信託等 ※①整理・監理銘柄、②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外
買付方法	定時・定額の積立投資		指定なし
対象年齢	18歳以上		

- 新しいNISAをご利用の際には、以下の点にご注意が必要です。

新しいNISAでは、1つの口座で2つの投資枠を使えます

新NISAの口座は、「つみたて投資枠」と、「成長投資枠」の2つから構成されます。2つの枠は併用が可能ですので、従来の制度より柔軟にご利用いただけます。

非課税保有限度額である1,800万円まで買い付けできます

新しいNISAでは、NISA口座で保有する上場株式等の残高（非課税保有額）が買付額ベースで1,800万円まで買い付けが可能です。なお、成長投資枠ではそのうち1,200万円まで買い付けできます。



<非課税枠の利用方法の具体例>

① つみたて投資枠のみ利用	⇒ つみたて投資枠で1,800万円まで投資可能
② 成長投資枠のみ利用	⇒ 成長投資枠で1,200万円まで投資可能
③ つみたて投資枠と成長投資枠の両方を利用	⇒ 両方の枠の合計が1,800万円となるまで投資可能 例えば、成長投資枠で800万円投資した場合、つみたて投資枠では1,000万円まで投資可能

注意事項

- 非課税保有額は買付額で管理されるため、保有する上場株式等の値動きによる影響は受けません。
- NISA口座で保有する上場株式等を売却した場合、その買付額分だけ非課税保有額が減少します。減少した分は翌年以降、新たな投資に利用可能となります。

現行のNISAの取扱いも変わります

- **現行の一般NISA（非課税枠120万円）とつみたてNISA（同40万円）は、2023年12月で終了します。**
- 2023年12月末時点で、当行に一般NISAまたはつみたてNISAを開設されているお客さまは、2024年1月から、新NISAの「つみたて投資枠（年間非課税限度額120万円）」および「成長投資枠（同240万円）」、2つが自動開設されます。
※つみたて投資枠と成長投資枠を異なる金融機関で開設することはできませんので、ご注意ください。
- 一般NISAで保有分のロールオーバーが行えなくなります。
- 2019年～2023年の一般NISA非課税枠での保有分については、非課税保有期間が満了するまでの間、現行のNISA口座のまま保有することもできます。
- これまでつみたてNISAで保有されていた投資信託は、購入から20年間は非課税期間が継続します（2018年購入分は2037年まで）。その後は当初予定通り、課税口座に移管されます。

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	...
つみたてNISA		購入した年から20年間は非課税						
一般NISA		購入した年から5年間は非課税						
		2024年以降、 現行のつみたてNISA・一般NISAでの新規買付や、 一般NISA・ジュニアNISAからのロールオーバーは 不可						
		新しいNISA						
		つみたて投資枠 成長投資枠						
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	...

注意事項

既保有分は、非課税期間5年が経過する都度、課税口座に移管されます。特定口座に移管される場合は特段のお手続きは不要です。

つみたてNISAは原則として、新NISAの「つみたて投資枠」で継続できます

- つみたてNISAは2023年で終了しますが、新NISAの「つみたて投資枠」に引き継がれ、つみたてNISAと同じ銘柄の定時定額積立が行えます。
- お客さまが当行で結んでいただいている定時定額積立契約は、NISAの制度変更により自動終了にはなりません。
※2024年以降、「つみたて投資枠での定時定額のご契約」をご希望されないお客さまは、当行にお申し出いただく必要があります。
- つみたて投資枠の非課税枠は、現行の年40万円から年120万円に拡大するため、積立額を月10万円まで増額できます。
※月10万円の場合、その年のつみたて投資枠をすべて使い切るため、分配金再投資は課税口座で行われることとなりますのでご注意ください。

一般NISAの定時定額積立は、毎月分配型など、ファンドにより成長投資枠で継続できないものがあります

- 現在一般NISAでご購入いただいている投資信託ファンドの中には、法令変更その他の理由により、新NISAの成長投資枠では、非課税投資できなくなるものがあります。

<新NISAの成長投資枠で購入いただけなくなる投資信託の例>

- ・ 毎月分配型の投資信託
- ・ 高レバレッジ型の投資信託
- ・ 信託期間が20年未満の投資信託

※上記に限らず、今後新たに非課税投資できないことが公表される場合があります。

※当行では、課税買付に変わる投資信託（成長投資枠の対象外商品）については、原則として2023年12月をもって、定時定額契約を終了させていただきます。

※特定(課税)口座での定時定額積立を希望されるお客さまや、他の非課税銘柄への変更を希望されるお客さまは、お取扱店にご相談ください。

(なお、非課税で利用できる投資信託は、成長投資枠で継続します。)

NISAに関してご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。



商号：株式会社大東銀行
登録金融機関：東北財務局長（登金）第17号
本店所在地：福島県郡山市中町19番1号
加入協会：日本証券業協会